

地球温暖化防止対策実行計画
事務事業編

平成30年3月

中濃地域広域行政事務組合

目 次

第1章 背景

第2章 基本的事項

1. 計画の目的
2. 計画期間
3. 計画の対象ガス
4. 計画の対象施設

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量
2. 要因別の二酸化炭素排出状況
3. 二酸化炭素削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針
2. 具体的な取組内容

第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 実施状況の点検、評価
3. 公表

第1章

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策化計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

中濃地域広域行政事務組合においても、LED照明機器等の省エネルギー設備の導入を積極的に進め地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

中濃地域広域行政事務組合地球温暖化防止

対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第1項に基づき、地球温暖化防止対策実行計画に即して、中濃地域広域行政事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5ヵ年とし、進捗状況社会情勢等を踏まえて見直しを行う。

3. 計画の対象ガス

本計画で対象とする温室効果ガスについては、法第2条第3項で定められている7種のガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち二酸化炭素を対象とする。

4. 計画の対象施設

1) 施設概要

管 理 棟

建物延面積 306.67 m²

構 造 鉄骨 ALC 造 平屋建

竣工年月 昭和 63 年 12 月

計 量 棟

建物面積 110.25 m²

構 造 鉄骨 ALC 造 平屋建

計量設備 4 点デジタルロードセルトラックスケール

最大計量 30t 2 台

竣工年月 平成 15 年 3 月

ガス化溶融施設

建 物 面 積 5,030 m²

建 物 延 面 積 13,158 m²

構 造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 6 F

処 理 方 式 流動床式ガス化溶融炉

処 理 能 力 168 t / 日 (56 t / 日 × 3 炉)

余熱利用設備 蒸気タービン発電 2, 350 kw / 日

竣工年月 平成 15 年 3 月

粗大ごみ処理施設

建物面積 764.62 m²

建物延面積 962.62 m²

構造 鉄骨一部鉄筋コンクリート造 2F

処理能力 50 t / 5 h

処理方式 衝撃剪断型回転破碎方式

竣工年月 平成元年 3月

リサイクルプラザ

建物面積 2,674 m²

建物延面積 3,820 m²

構造 鉄骨 ALC 造 2F

啓発施設 研修室、映像装置、ビデオコーナー
読書コーナー、不用品展示コーナー

処理能力 12 t / 5 h

ビン類処理設備 7.14 t / 5h

缶類処理施設 3.29 t / 5h

P E T ボトル処理設備 1.16t/5h

白色トレイ処理設備 0.41t/5h

竣工年月 平成 15 年 3 月

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度（平成28年度）の二酸化炭素排出量

19,145 t-CO₂

2. 要因別の二酸化炭素排出状況

・電気の使用に伴うCO₂排出量

938 t-CO₂（排出係数0.480）

・燃料使用によるCO₂排出量

ガソリン 5 t-CO₂

灯油 886 t-CO₂

軽油 14 t-CO₂

L P G 2 t-CO₂

・廃棄物焼却に伴う非エネルギー起源CO₂排出量

17,300 t-CO₂

3. 二酸化炭素削減目標

平成28年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成34年度の二酸化炭素の排出量を、5%削減することを目指す。

| 区分 | 基準年排出量 平成28年度 (2016年度) | 削減目標 | 目標年度排出量 平成34年度 (2022年度) |
|-------|------------------------------|------|-------------------------------|
| 二酸化炭素 | 19,145 t | 5% | 18,187 t |

第4章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・軽油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に取り組みます。

2. 具体的な取組内容

(1) 廃棄物排出抑制の取り組み

- ・組合構成市と連携し3Rの推進を図り、廃棄物発生の抑制に取り組むこととする。
- ・分別を徹底し、資源化に努める。

(2) 電気使用量削減に向けた取り組み

- ・冷暖房の適正な管理を行う。
- ・照明機器の適切な利用を行う。
- ・LED照明機器の導入を推進する。
- ・機器更新時等には、省エネ機器を採用する。
- ・長期間使用しない電化製品のコンセントを抜く。
- ・昼休みの照明消灯を行う。

(3) その他の取り組み

- ・車両のアイドリングストップを励行し、急加速、急発進をしない。
- ・使い捨て商品は避け、詰め替えやリサイクル可能な物品の購入に努める。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

所属長が中心となり、職員へ周知と計画の推進を図る。

2. 点検、評価、見直し体制

中濃地域広域行政事務組合事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検、評価、見直しを行います。

3. 公表

この計画を策定し見直しを行った場合は、ホームページ等により公表する。